

# 皇位継承資格をめぐる論議

## — 女性天皇・女系天皇の可否 —

横手 逸男<sup>a</sup>

<sup>a</sup> 湘北短期大学

### 【抄録】

日本国憲法は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」(2条)と規定し、皇室典範は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」(1条)と定めており、皇位継承資格を「男系の男子」に限定している。皇位継承の安定的確保は、国家の根本体制にもかわる重要な問題である。しかし、皇太子の次の世代の男子が悠仁親王1人という現況においては必ずしも「安定的な皇位継承」が確保されているわけではない。皇位継承問題、皇室典範改正問題については今までなされた論争をふまえて慎重かつ十分な検討が必要である。

### 【キーワード】

天皇制 皇室典範 皇位継承制度

## 1 はじめに

日本国憲法第2条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定する。本条を受けて、皇室典範1条は「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定めており、皇位継承資格を「男系の男子」に限定している。これを改正して女性天皇や女系天皇にもその資格を拡大できるかについては、その制定時から度々議論されてきたところである。

平成16(2004)年には、小泉内閣の下において「皇室典範に関する有識者会議」-以下、「有識者会議」と略称する-が発足し、皇位継承資格を「男

系の男子」だけでなく「女子や女系の皇族に拡大することが必要である」との報告を平成17(2005)年11月24日に行った。これに対しては125代にわたって男系により継承されてきた皇室の歴史や伝統を無視するものであるとの反対意見も多く寄せられた<sup>[1]</sup>。

皇位継承順位3位の悠仁親王のご誕生により、男系男子の皇位継承が困難になる事態はひとまず解消されたが、皇太子の次の世代に男子が1人という現在の状況においては「安定的な皇位継承」が必ずしも確保されているわけではない。女性・女系天皇を容認すべきか否かについては旧皇室典範や新皇室典範の制定時にも論議されており、その論拠も類似点が多い。

皇位継承のあり方については、国民の世論とともに、伝統・文化をふまえたうえでの頂重な検討が必要なことはいうまでもない。

---

<連絡先>

横手 逸男 i-yokote@jcom.home.ne.jp

本稿では、旧皇室典範や新皇室典範の制定時における女性天皇・女系天皇をめぐる論争、そして近年の「皇室典範に関する有識者会議」報告書の発表時における女性天皇・女系天皇をめぐる論争を考察し、その問題点を明らかにし、天皇制に関する今後の研究の一助としたい。

## 2 旧皇室典範制定過程における女帝論議

旧皇室典範は明治22(1889)年に制定されたが、それまでの皇位継承は概ね次のような形で伝統や先例により行われてきた<sup>[2]</sup>。

①皇位は、皇統に属する男系により継承され、②推古天皇・皇極天皇・斉明天皇(皇極天皇の重祚)・持統天皇・元明天皇・元正天皇・孝謙天皇・称徳天皇(孝謙天皇の重祚)・明正天皇・後桜町天皇の10代8方の女性天皇が存在したがいずれも男系女子であり、③その半数近くは庶出子(非嫡出子)による継承であり、④天皇の直系子孫が不在の場合は傍系によっても継承され、⑤皇族制度が7世紀末～8世紀初に確立されて以降は、すべて皇族の身分を有する者が皇位を継承していた。

明治政府は皇室制度の成文化をはかり、『皇室典範』を制定したが、その起草過程は、元老院で憲法草案が審議された時期[明治9(1876)年～同13(1880)年]、宮内省内規取調局が設置され皇室制規とこれに対し謹具意見が提出された時期[明治14(1881)～同19(1886)年]、これらの論議をふまえ井上毅や柳原前光らが起草を進め、枢密院での諮詢を経てその成立に至るまでの時期[明治19(1886)年～明治22(1889)年]に大別できる<sup>[3]</sup>。

この間、とりわけ皇位継承に関しては、概ね次のような動きがみられた。

### (1)元老院案の作成[明治9(1876)年～同13(1880)年]

旧皇室典範の制定の動きは、慶応3(1867)年の王政復古の大号令、翌年の五箇条の御誓文に始まる。明治4(1871)年には太政官職制並事務章程が制定され、太政官に正院・左院・右院が設置された。明治8(1875)年には立法機関である左院に代わり、元老院を設置する詔が発せられ、翌年には元老院の議長である有栖川宮熾仁親王に対し、「朕爰ニ我建国ノ体ニ基キ、広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ、以テ国憲ヲ定メントス。汝等ソレ宜シク之ガ草按ヲ起創シ、以テ聞セヨ。朕将ニ撰バントス」との勅語が下され、柳原前光・福羽美静・中島信行・細川潤次郎の4議官が国憲取調委員に任命された。4議官は「国憲」案の起草に着手し、明治9(1876)年10月に第一次草案、同11(1878)年7月に第二次草案、同13(1880)年2月には第三次草案を作成した。これらの草案はいずれも第一章「皇帝」、第二章「帝位継承」、第三章「皇帝未成年及其摂政」という形式を採り、特に、第一次草案の第2条と第三次草案の第3条では女性による皇位継承を認めていた。

しかし、女統の皇位継承については「所謂女統ナル者、皇女他人ニ配シテ挙グル所ノ子若クハ孫ナルトキハ即現然異姓ナリ。譬ヘバ仁孝天皇ノ皇女故將軍家茂ニ降嫁スルガ如キ若シ其所在アレバ徳川氏ニシテ王氏ニアラズ王族ニアラザルナリ・・・異姓ノ子ニシテ帝位継承スルコトヲ得バ之ヲ万世一系ノ皇統ト云可ラズ。との立場より批判もあり<sup>[4]</sup>、結局、これらの元老院の草案は岩倉具視や伊藤博文などの反対により採択されなかった。

### (2)皇室制規と謹具意見[明治14(1881)～同19(1886)年]

岩倉具視や井上毅は、皇位継承に関する法規を

憲法とは別に編纂するという基本方針を示した。すなわち、明治14(1881)年7月、岩倉具視が示した憲法意見書(井上毅の起草)では「帝位継承法ハ祖宗以来ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝国ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」とされていた。また、明治15(1882)年3月、伊藤博文は憲法調査のために渡欧したが、その際、井上毅が起草して伊藤博文と岩倉具視に提示した憲法私案第22条では「日本国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム皇統ノ継嗣ハ皇室別段ノ典章ヲ以テ之ヲ定ムベシ」と規定している。

明治17(1884)年には宮内省制度取調局が開設され、その下で旧「皇室典範制定の具体的な第1歩であり、またその原初的草案」ともいうべき皇室制規が制定された<sup>[5]</sup>。皇室制規は「皇位継承」・「丁年及結婚ノ事」・「摂政ノ事」・「皇族ノ事」について27か条を以て規定したが、女性天皇の配偶者として「皇統ニ近キ者」を迎えることを条件に、「女帝」「女帝系」を認めていた。

〈嚶鳴社討論〉女帝問題については、自由民権結社である嚶鳴社でもとりあげられ、その討論の内容は、明治15(1882)年3月14日から4月4日まで、9回にわたり東京横浜毎日新聞に掲載された。島田三郎・益田克徳・沼間盛一の各氏は女帝否認の立場から、肥塚竜・草間時福・丸山名政・青木匡・波多野伝三郎らは女帝容認の立場からそれぞれ自説を展開している<sup>[6]</sup>。

島田三郎は、女帝否認に反対する二つの主張、すなわち「第1の反対は、我国古来女帝を立るの慣習あり、今に及んで男統に限るとするは是慣習を破壊するなりと。・・・又第二の反対者は将さに、言んとす、現時社会の風気大に開け、又責時唯武是れ尚ぶの氣運にあらざるを以て、随て体力に長ぜる男子の専権を悪むの論其勢力を逞くし、男女の権利漸やく将さに平を得んとす。古へ男統に限れるの国と雖も、今は男女同じく皇位を継襲

するに至れり。然るに我国独り之に反して憲法上皇女即位の例を立ざらんとするは19世紀の氣運に反する者なり」という主張を論破する形で、「女帝を立ざるを以て古来の慣習を破ると云ふの論者は、唯我国女帝即位の例あるを知りて、其情態の甚だ今日に異なることを思はざるの人と云ざる可らず・・・」と主張する。また、島田三郎は、古来の慣習に則り皇婿を置いた場合、「我国の現状、男を以て尊しとなし・・・女帝の上に一の尊位を占る」人があるように思われ、皇帝の尊厳を損ずることにもなり、「且夫れ皇婿暗々裏に女帝を動かして、間接に政治に干渉」するようなことがあれば「唯女帝の遺徳を損ずるのみならず、併せて国家の福利」を破ることにもなる。「古来我国の女帝は登極の後、独処して至尊の位を占め玉ひしが故に、其威徳を損ずることなし・・・泰西の諸国は、外国の皇族に結婚するの風習あり・・・然りと雖も、外国との結婚は我国状」に適するものではないとの立場から、女帝を立てることに反対する。

これに対し、肥塚竜は、「<sup>こいづか</sup>発論者は女帝を立つれば、配偶を置かざる可からず、配偶を置かば血統に混雑を生ずることを患ふるもの、如し。予思ふに、決して血統混雑の患なし。今夫れ男女の配偶は八等親乃至十等親となるも、之を同姓同娶らざるの規則内に入ると云わば、或は王家の血統に混雑を生じることもあるべしと雖も」、大宝令にみられるように、皇族中にも等親を分ち、「例へば三等親までは相娶らせ玉はざるも、四等親以外は同姓不相娶の限りにあらずとせば」皇統に混雑を生じる恐れもなく、また「論者は、外国皇室には、親交国より配偶を迎ふる法あれども、我国には此法なし。故に皇統に欠乏を告ぐ」というが、「是れ所謂の能はざるにあらずして、為ざるなり。・・・我日本の人民、我帝室の外国帝室と婚姻あらせられんことを翼賛するあらば、我帝室は清国なり、其他の外国なり、其望ませらるゝ外国皇室と結婚

あらせらるゝも妨げなし」と述べ、また女帝が皇婚を立てた場合、「皇婚は往々政事に関渉するの恐れあり」との主張に対しては、「独裁政府ならばいざ知らず、立憲国の君主は万機親裁あらせらるゝと云う者の、其实内閣総理大臣ありて、皇の股肱となり、耳目となり、万機の政事は顧問を経し上ならでは、之を實行せらるゝ者にあらず・・・皇婚一人を以て、内閣の意見を左右し得る」ものではないと反論する。

〈謹具意見〉 宮内省の制度取調局で作成された「皇室制規」は井上毅に示された。井上は、明治19(1886)年に伊藤博文に対し「謹具意見」を提出し、「男系絶ユルトキハ女系ヲ以テ継承スル事」とするその方針に、「此事ニ就テ論者往々欧羅巴各国ノ女系相続ト我ガ国ノ女帝即位ノ例トヲ以テ混雜シテ同一ノ見解ヲ下スコトアリ。蓋シ事情ヲ分析セザルモノタルコトヲ免レザルベシ」と述べ、前記、嚶鳴社討論における島田三郎らの見解を引用し、強く反対した<sup>[7]</sup>。

### (3) 皇室法典の立案、皇室典範の制定 [明治19(1886)年～同22(1889)年]

明治19(1886)年6月には、井上毅らの意見をもとに修正を加えた宮内省立案の「帝室典則」が、内大臣三条實美の主宰する宮中顧問官会議に提出された。三条は、側近の者たちに検討させ、意見を求めながら、宮中顧問による評議を行ったが、この「宮中顧問ノ議ヲ経タル修正案」は上奏されず、これとは別に、皇室法の起草が伊藤博文によって企図され、その起草が伊藤から柳原前光に命じられた。

柳原は、明治20(1887)年1月中旬に「皇室法典初稿」を起草し、伊藤に提出した。これは、21章192カ条から構成されており、皇位継承については「皇位ヲ継承スルハ男統ノ男子ニ限ル推古帝以来女主臨朝ノ例ニ倣フコトナシ」(第36条)と規

定され、女帝を認めていない。

他方、井上も柳原と連絡をとりつつ「皇室法典初稿」の修正を行ない、また明治20(1887)年2月26日には「皇室典範草案」を伊藤に提出している。これは、6章38カ条から構成されており、「皇位ハ祖宗ノ皇統ヲ承ケ男系ノ男子之ヲ継承ス」(第1条)とされ、女帝を認めていない。

柳原は、明治20(1887)年3月14日に、「皇室典範再稿」を伊藤に提出した。これを受け取った伊藤は、3月20日、高輪の自邸で柳原前光・井上毅・伊東巳代治を招き会議(高輪会議)を開き、「皇室典範再稿」の逐条審議を行なった。高輪会議における皇位継承に関する規定は「第一條 皇位ハ祖宗ノ皇統ヲ承ケ男系ノ男子之ヲ継承ス」となっている。伊藤は、この会議での決定をふまえ、さらにその調査作業の続行を命じ、その後、柳原は4月に皇室典範の第3稿を完成し、これを伊藤と井上に提出した。

伊藤と井上は、明治21(1888)年3月に、最終的に12章66カ条からなる皇室典範草案(枢密院への諮詢案)を作成した。この枢密院諮詢案における皇位継承に関する規定は、「第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」となっている。この案は、同年5月8日に枢密院に諮詢され、その審議を経て、明治22(1889)年2月11日に、「皇室典範」として成立した。かくして成立した「皇室典範」は、官報により公式に臣民に公布するのではなく、その制定を賢所・皇靈殿・神殿に申告するに止めるという形で、非公式に発表された<sup>[8]</sup>。

### (4) 旧皇室典範と皇位継承

旧皇室典範は、憲法と同等の形式的効力をもつ最高法規であり、その改正についても「帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス」(大日本帝国憲法74条)、「将来此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキ必要ア

ルニ當テハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ」(旧典範62条)と規定されていた。

大日本帝国憲法は、「第1章 天皇」(第1条～第17条)において、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(1条)、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」(2条)と定め、これを受けて旧皇室典範は、「第1章 皇位継承」「第2章 踐祚即位」「第3章 成年立后立太子」「第4章 敬称」「第5章 摂政」「第6章 太傅」「第7章 皇族」「第8章 世伝御料」「第9章 皇室経費」「第10章 皇室訴訟及懲戒」「第11章 皇族會議」「第12章 補則」から構成される全61か条をもって皇室制度について規定した。

旧皇室典範の「第1章 皇位継承」(1条～9条)は、概要、次のとおりである。

第1条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

第2条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第3条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ

第4条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニシ庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第5条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第6条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其子孫ニ伝フ

第7条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第8条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第9条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ継承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

### 3 日本国憲法と天皇の地位

旧憲法下の天皇は「古事記」「日本書紀」に登場する天照大神を祖神とする天皇家の末裔として、日本国の統治権の総攬者たる地位にあるとされていた。これに対して日本国憲法は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(1条)と定め、天皇を象徴とただけでなく、その存立の基盤も、国民の意思にかからしめた。

昭和20(1945)年8月14日、わが国はポツダム宣言を受諾して降伏した。同年10月に発足した幣原内閣は、憲法問題調査委員会を設置し、大日本帝国憲法の改正作業を推し進めた。昭和21(1946)年1月1日には「新日本建設に関する詔書」(いわゆる人間宣言)が発表され、天皇は自らの神格性を否定した<sup>[9]</sup>。

昭和21(1946)年1月7日、アメリカ合衆国の国務・陸軍・海軍3省合同調整委員会(State-War-Navy Coordinating Committee)は「日本の統治体制の改革」(SWNCC-228)により、「日本人が、天皇制を廃止するか、あるいはより民主主義的な方向にそれを改革すべきことを奨励支持しなければならぬ」という方針を示した。

天皇制に関しては、その存否をめぐりアメリカ合衆国国内や極東委員会参加諸国内においても対立がみられた<sup>[10]</sup>。

天皇の象徴規定は、昭和21(1946)年の2月以降に登場した。すなわち、同年2月1日、毎日新聞が憲法問題調査委員会の憲法改正試案なるものをスクープした後、2月3日、マッカーサーは民政局長・ホイットニー准将にマッカーサー3原則を示したが、その第1原則には「天皇は国の元首の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に責任を負う」とあった。

この原則に沿い民政局が作成し、2月13日に日本側代表に手交した総司令部案（マッカーサー草案）では「皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス」（1条）、「皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ」（2条）と定められていた。

わが国の政府は、総司令部案に基いて新憲法草案を起草することを閣議決定し、総司令部との折衝を経て、3月6日には『憲法改正草案要綱』を公表した。『憲法改正草案要綱』では「天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト」（第1）、「皇位ハ国会ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト」（第2）となっている。

内閣は、『憲法草案要綱』をふまえ、『憲法改正草案』を作成し、天皇の勅裁を得て枢密院に諮詢した。4月17日に発表されたこの草案では「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基く」（1条）、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」（2条）とされた。

内閣の『憲法改正草案』は、大日本帝国憲法73条の規定に従い、「勅命」をもって行われ、6月20日に開会された第90帝国議会に提出、審議の後、天皇の裁可を経て11月3日に『日本国憲法』として公布され、昭和22（1947）年5月3日から施行された。

#### 4 新皇室典範制定過程における女帝論議

新皇室典範は旧皇室典範と異なり、憲法の下位法として位置づけられた。すなわち、第90帝国議会では、憲法改正にともない新皇室典範の法的性質が問題となったが、その際、金森徳次郎国務大

臣は「今回の改正案の憲法は第2条が明らかにして居りますやうに、皇室典範は国会が議決すると云ふことになつて居ります。・・・私はこれは法律の1種である」と考える旨、答弁している<sup>[11]</sup>。

日本国憲法は「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」（2条）と規定した。皇室典範の立案作業は、昭和21（1946）年3月12日の閣議決定により設置された臨時法制調査会において行われ、枢密院の審査を経たうえで、昭和21（1946）年12月5日に開催された第91帝国議会において審議、可決され、天皇の裁可を経て昭和22（1947）年1月16日、公布され、昭和22（1947）年5月3日の日本国憲法施行の日から施行された。

#### (1)新皇室典範制定時の皇位継承をめぐる論議

新皇室典範の制定時には、女性天皇・女系天皇に関連して、次のような議論がなされた。

〈第90帝国議会での議論〉 第90帝国議会では、まず皇室典範の法的性格が問題となったが、金森国務大臣はこれを「法律の1種である」と答弁した。また、大日本帝国憲法では「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」とされていた規定が、（日本国）憲法草案の第2条では「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」となり、「皇男子孫」の文言が無くなっている点については、「この第2条にはその制限が除かれて居りまするが故に、憲法の建前としては、皇男子、即ち男女の区別に付きましての問題は自由に考えて宜いという立場に置かれる訳であります」と述べている<sup>[12]</sup>。

〈臨時法制調査会での議論〉 新皇室典範の立案作業は、昭和21（1946）年3月12日の閣議決定により設置された臨時法制調査会において行われた。臨時法制調査会は6月に発足し、7月11日に第1回総会が首相官邸で開かれ、その作業が開始

された。

7月には「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか－昭和21年7月25日、宮内省－」という文書が小委員会に提出された。同文書は、「皇位の世襲」という場合の「世襲」の意味について、「典範義解はこれを①皇祚を踐むは皇胤に限る、②皇祚を踐むは男系に限る、③皇祚は一系にして分裂すべからざることの3点に要約している」としたうえで、皇統を男系に限ることは、必ずしも憲法違反とはいえないと述べている<sup>[13]</sup>。これに対して杉村委員は「部会に於て未決定の皇室典範試案に対する結論的意見－昭和21年8月24日」という文書で「『皇位は皇統に属する皇男子孫之を継承す』べきものとし、但し女子の継承は皇族男子皆在らざる場合に限る」との考えを示し、その理由として、女帝は「宮内省側の意見の如く望ましくないが全然拒否する理由もないから現在の摂政の場合の如く存在だけを認め事実実現しないようにすればよいと思う」と述べている<sup>[14]</sup>。また、宮沢委員は、皇位継承の資格を「親王及び内親王に限る」とし女性天皇を容認する考えを示している<sup>[15]</sup>。

〈第91帝国議会での議論〉 皇室典範案は、昭和21(1946)年12月5日の第91帝国議会衆議院本会議からその審議が開始され、12月16日から開催された貴族院での審議を経て、帝国議会を無修正で通過し、天皇の裁可を経て昭和22(1947)年1月16日に公布され、日本国憲法が施行された5月3日より施行された。

第91帝国議会では、①女子に皇位継承資格を認めるか、②庶子（非嫡出子）に皇位の継承を認めるか、③胎中皇子に皇位の継承を認めるかなどの点について議論がなされた。

①に関しては、衆議院皇室典範委員会における松本委員の「どうして女子の継承権を認めないか・・・わが国の歴史にも女帝の例はありますし、また新憲法の本質から考えても、当然女子の継承

権を認めるべきであろうと思う」が、との質問に対し、金森国務大臣は「なぜ女性の天皇をこの皇室典範が認めないのか・・・ここに根本的に問題となりますのは、日本の皇室が常に男系の原理を認めておいて、未だかつて男系たることに一つの例外をも置かなかつたということであり、何故に男系のみ継承権を認めて・・・おつた(か)・・・これに対しまする学問的な見解は、今日必ずしもはっきりしていない・・・この辺の所は、今日の段階におきましては、かくあるもの、従ってかくあるべきものとして扱って諸般の制度(を)考えていくしかしようがないと思う」と答弁している<sup>[16]</sup>。

## (2) 新皇室典範と皇位継承

新皇室典範は、「第1章 皇位継承」「第2章 皇族」「第3章 摂政」「第4章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓」「第5章 皇室会議」に関する37か条の規定と「附則」から構成される。

「第1章 皇位継承」(1条～4条)では次のように規定している。

第1条 皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に之を伝える。

- 1 皇長子
- 2 皇長孫
- 3 その他の皇長子の子孫
- 4 皇次子及びその子孫
- 5 その他の皇子孫
- 6 皇兄弟及びその子孫
- 7 皇伯叔父及びその子孫

②前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第3条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従って、皇位継承の順序を変えることができる。

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

### (3)新旧両典範の皇位継承資格の異同

新皇室典範と旧皇室典範の皇位継承資格に関する規定の特色は次のような点にある。

〈皇位継承資格〉 新旧両典範は、皇位継承資格について、いずれも皇統に属する男系の男子が継承するとしており、女系天皇や女性天皇は認めていない。但し、旧典範では皇嫡子孫がない場合、皇庶子孫の皇位継承が認められていたが、新典範ではこのような規定は存在しない。また、旧典範では「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」(42条)とし、新典範では「天皇及び皇族は、養子をする事ができない」(9条)と規定している。

〈皇位継承順位〉 皇位継承順位は新旧両典範ともに、直系系列主義を採っている。ちなみに、現行皇室典範によれば平成21(2008)年2月現在の皇位継承順位は、①徳仁親王(皇太子)②文仁親王(秋篠宮)③悠仁親王(秋篠宮家)④正仁親王(常陸宮)⑤崇仁親王(三笠宮)⑥寛仁親王(三笠宮家)⑦宣仁親王(桂宮)となる。

〈皇位継承順序の変更〉 旧皇室典範9条と新皇室典範3条では、「皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故」があるときは、皇室会議の議により、皇位継承の順序を変えることができる旨、規定していた。

〈皇位継承原因〉 旧皇室典範10条は、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と規定し、新皇室典範4条は、「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と規定している(「踐祚」と「即位」は同じ意味)。天皇が崩御(死亡)によ

らずに皇位から退くことを退位というが、いずれも退位は認めていない。

## 5 「有識者会議の報告書」と女帝論争

日本国憲法では「皇位は、世襲」とされ、皇室典範では「皇統に属する男系の男子」にのみ皇位継承資格を認めている。皇室では皇太子・秋篠宮両殿下の後、女子のみ9人連続誕生し、このままでは皇位継承者がいなくなるのではないかという不安があった。そのような状況下において、平成16(2004)年末に小泉元総理の諮問機関として設けられたのが「皇室典範に関する有識者会議」であった。同会議は、平成17(2005)年中に合計17回の公式会合を開いた<sup>[17]</sup>。

第6回・第7回の会合では多岐にわたる問題についてヒアリングがなされたが、皇位継承に限定すれば、概ね次のような見解と応答が各識者により示された<sup>[18]</sup>。

[高橋紘(専門:現代史)] 皇位継承については国民に広く支持されているものであることが基本。結論からいえば女性天皇を容認し、皇位継承順位は長子優先(第1子優先)ということがいい。皇籍を離脱した11宮家の末裔の方々を天皇、皇太子、皇族の養子にするとかの主張があるが、既に60年近く経っている方を、養子にお迎えすることは現在の国民感情に合うのかどうか難しい。継承順位については長子優先の方が極めてわかりやすい。

園部質問 長子優先というがその下に男子がいる場合でも女子を優先することが国民感情に合うか?

高橋答弁 一向にそれはかまわない。

[大原康夫(専門:宗教行政・政教問題)] わが国の皇位継承の歴史を勘案すれば、男系主義の歴史的重みが大変大きいので、その重みを十分認識し女帝(女系容認型)の議論に入る前に男系維持の

ための方策を講ずることが先決であり、そのための方策として、①旧皇族の皇籍復帰の可能性を検討することや、②皇族の養子制度を検討することが考えられる。

各紙の世論調査では70%、80%が女性天皇を支持するといわれるが女系を採用するという認識がどこまであるのか疑わしい。男系維持の観点から宮家の存続を確実なものとするべし。

園部質問 皇族を復帰させたとして、もしその方が天皇になられた場合に国民が天皇として支持できるかどうか。旧皇族の方を養子として受け入れた場合、国民感情というのはどうか。

大原答弁 大前提は、女系という前代未聞の制度を採用することに対するものすごい大きな危惧があるということ。それが前提であるゆえに、男系を維持するために旧皇族復帰だとか養子制度とかになれば、懸念されるのはわかるが、こちらの方が相対的に危険は少ない。

[八木秀次 (専門：憲法学)] 「皇統」は一貫して男系の継承であり、過去8人10代の女性天皇はいずれも「男系の女子」であった。過去にも皇統断絶の危機はあったが皇統が「女系」に移ることは厳しく排除し、男系の「傍系」から皇位継承者を得ている。男系継承を続けていくべき理由は、125代一貫して男系継承であった事実の重み。男系継承を護持するための具体的方策としては、第1案、昭和22年に臣籍降下した旧宮家の男系男子が皇籍に戻る。第2案、皇族の養子を認め(9条を改正する必要あり)、旧宮家の男系男子を皇族とする。第3案、女性宮家を立てる(皇室典範15条を改正する必要あり)などがある。

園部質問 第1案から第3案をどのようにすればよいか。

八木答弁 第1案につきましては、典範の何ヶ所かの改正が必要。第2案については9条の

改正、第3案については15条の改正で済む。

一番ソフトランディングできるのは2案。

[横田耕一 (専門：憲法学)] 世襲の象徴天皇制度は、国民主権主義をあいまい化し平等原則とも矛盾するという点で憲法の基本原理からすると逸脱している。憲法原理からの逸脱は必要最小限度にすべきである。憲法2条の世襲とは、単に血のつながりによって皇位が継承されているという意味。男系男子限定ということではない。女性天皇や女系天皇を認めるとしても憲法改正の必要はない。女性天皇や女系天皇を認めない理由として主張されて来た理由は伝統。伝統というのに合理的理由はない。女性天皇や女系天皇を否認することは違憲である。憲法は男系男子に限定していないから女系天皇や女性天皇を認めることは立法府の裁量により可能。

皇位継承の安定性及び世論の支持ということを考えれば、女系天皇を認めて男女にかかわらず直系、長系を採る方式が適合的である。しかし、あえて安定性や世論の支持に逆らっても伝統なるものに固執しようとするならば、まだ男子出生がどうなるかわからないから、今は女系天皇を決断することなく静観すべきだ。

園部質問 先ほど八木先生は「女系天皇は天皇廃絶への道」とおっしゃっているんですが、今のご意見は最終的にはそういうことでしょうか？

横田答弁 そうなる危険性はある。

[鈴木正幸 (専門：日本近代史学)] 天皇・皇室はその時代の社会秩序を理想的に体现し、変化する社会に対応して、社会のあるべしとされた姿を象徴することによって、社会と政治の安定に寄与してきた。現在と戦前とでは天皇が統治権者であるか否かによって皇室の位置は異なるが「社会の師表」という機能からみた場合の共通点は考えるべきである。歴史の教えるところから、今日の天

皇・皇室のあり方を考え、そしてその中から皇位継承の在り方を考える必要がある。伝統というのは、前時代に発生したものが、後の時代時代によって残っているもの。時代の選択によって選択され残ってきたものであり、時代の試練に耐えてきたものである。したがって、今日あたらしい伝統をつくらうということになれば、当然、次の時代、世代に伝統として残るものでなければならない。次の世代と価値観を共有できるものでなければならない。

園部質問 歴史との関係で、法律としての皇室典範の改正について、どのような点を考慮すればよいか。

鈴木答弁 皇室典範というものは、皇位継承にわたる公事と同時に、皇室の家督相続という側面を持つ。法律は国会で議論すれば済むことなのかも知れないが、皇族の方の意見を、つまり家督相続の側面ということを何らかの形で考慮する必要がある。

[高森明勅(専門:神道学・日本古代史学)] 皇室典範は皇位継承資格について「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定しているが、皇位継承資格の「男系男子」という条件を緩和し「女系女子」の継承も可能にした方がよい。女系継承は、過去、武烈天皇から継体天皇のときにあり、形式上、明治初期まで存続した養老令では女系の継承を認める規定が存在した。継承順位は直系を優先し、兄弟姉妹の間では男系を優先すべし。

園部質問 男子を優先する理由は?

高森答弁 125代中女子は10代ということと、天皇という立場のご公務と女子という肉体的、生理的条件のかねあいからこのように考えています。

[所 功(専門:日本法制史)] 皇位継承を男系男子に限定することは無理な規制。現在、極端に

少ないと思われる皇族の総数を増やすためには、女子皇族も結婚により女性宮家を創立できるように改め、その間にお生まれになる子女も皇族とする必要がある。天皇としての重大な任務は、結婚に伴って出産などの大役が予想される女性皇族よりも、まずは男性皇族が率先して担われるようにすべきである。制度的には万全の措置として女系継承の可能性まで認める必要がある。そして、具体的には男子先行の継承順位を定めて、その適切な運用に関係者で懸命の努力工夫をする。

園部質問 先生の著書には女性天皇の結婚相手はいずれも高貴な結婚相手とありますが。

そういう方々がよいということは、制度として決めることなのか、いわば慣行として決めることなのか。

所 答弁 皇位継承に関わることは、成文法のみで規定しうるものではなく、それを歴史と現状に照らして運用すべきだと思う。そういう意味で、私が申したようなことは、期待であり、希望であります。

[山折哲雄(専門:宗教学・思想史)] 世界には、さまざまな統治の装置があるが天皇制という統治組織は抜群の安定性を示してきている。その理由としては、宗教的な権威と政治的な権力の二分的システムが実に柔軟な形で作り上げられてきたということと、皇位継承の場合に血統原理とカリスマ原理の2つの原理が有効に働いてきたということ。欧米諸国の王位継承に比べて象徴天皇制の皇位継承というものが、非常に安定性を保つことができた背景には、そうした血統原理とカリスマ原理という二つの観念が強く作用していたということを重視したい。私は、象徴天皇制にとって重要だと思われる歴史的な背景、その性格等々が十分に担保されるならば、例えば、皇位継承の考え方が、男系であろうと女系であろうと、女性天皇が誕生しても構わないだろうと思う。

園部質問 私どもの検討しているのはどちらかという血統原理ですが、これについて男系でも女性天皇でも一向にかまわないという何か根拠があるか。

山折答弁 血統原理の中には生物学的な側面と万世一系というようなフィクション性を含んだ側面がありますが、その両面を私は漠然と考えている。

## 6 「有識者会議」報告書の発表、状況の変化

第10回有識者会議では、皇位継承制度の検討にあたって、①国民の理解と支持を得られるものであること ②伝統を踏まえたものであること ③制度として安定したものであることの3条件を基本的な視点として、皇位継承資格・皇位継承順位・皇族の範囲などの論点について検討することを決め<sup>[19]</sup>、さらに会合を重ね、平成17(2005)年11月24日にそれまでの検討結果をまとめ、以下のような報告書を小泉総理に提出した。

### (1)「有識者会議」報告書の概要

「有識者会議」報告書の要旨は次のとおりである<sup>[20]</sup>。

ア〈男系継承の維持〉 男系による継承は、歴代の天皇・皇族男子から必ず男子が誕生することを前提として初めて成り立つ。この制度が長期間、維持されてきた背景としては、非嫡系による皇位継承が認められていたことがある。現行皇室典範では皇位継承資格を嫡出子に限定している。またわが国では近年、少子化が急速に進んでいる。このような状況を直視するならば、皇位継承資格を男系男子に限定することは極めて困難な状況になっている。男系男子という要件を維持する観点から、当面の方法として昭和22年に皇籍を離れた旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策も主張されてい

るが、すでに60年近く一般国民として過ごしている方々を広く国民が皇族として受け入れるかについては国民の理解と支持を得ることは難しい。

### イ〈女子や女系皇族への皇位継承資格の拡大〉

憲法に定める皇位世襲の原則は、天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系までを求めるものではなく、女子や女系の皇族が皇位を継承することは憲法上可能である。女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大すれば皇位継承資格者を安定的に確保でき、また国民間においてもこのような制度を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されていると考えられる。女性天皇・女系天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とするうえで大きな意義を有する。今後、皇位継承資格は女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

ウ〈皇位継承順位〉 皇位継承資格を皇族男子や女系皇族に拡大する場合、皇位継承順位は、①男女を区別せず男子優先 ②天皇の子である兄弟姉妹間で男子優先 ③皇族の中で男子優先 ④皇族の中で男系男子優先の方法がある。皇位継承順位については、わかりやすく安定した制度であることが求められる。

天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹間では、男女を区別せずに年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当。

エ〈皇族の範囲〉 現在の少子化傾向の中では現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有する永世皇族制を前提にしたうえで、その時々状況に応じて弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つことが適当である。

### (2)「有識者会議」報告書に対する反響

朝日新聞は11月25日の社説で『女性天皇、女

系天皇の容認』と『第1子優先の継承』という結論は妥当・・・とはいえ、今後、皇太子の次の世に男子が誕生する可能性がないわけではない。政府は来年の通常国会に皇室典範の改正案を提出する方針だが、こうした事情を織り込む工夫は必要」との見解を示した。

日本経済新聞は11月25日の社説で、報告書の考えについては秋篠宮さまより若い男性皇族がいない中、大多数の国民が納得するだろうとしつつも、女性天皇を認めた場合、男女を問わず直系の長子を優先しないと制度が安定しないとの考えも理屈は通っているが「事は論理だけでは片付けられない。国民がそれぞれの歴史観や国家観、家族制度観などをからめて是非の判断を持つ問題だ・・・報告書をもとに、国民の総意といえるまで論議を熟成させて法案を作ってもらいたい。巧遅は拙速に如かず、という事柄ではない」と述べている。

小泉首相は「有識者会議」報告書について翌年度の通常国会に法案を提出するよう準備を進める旨、述べた。また自民党・公明党・共産党・社民党などの与野党幹部は、いずれも報告書の内容を容認する考えを示し、民主党も特にこれを否定してはいない<sup>[21]</sup>。

一方、神社本庁は、平成17(2005)年12月2日に次のような基本見解を示し、有識者の報告書に反論した<sup>[22]</sup>。

1. 報告書の結論は、伝統の尊重をうたいながらも世論調査の結果を過大視するなど余りにも現代の表面的な価値観に捉われすぎたものといわざるを得ず、結局は心ある国民の広い理解を得るものではないと考える。
2. 皇位は、125代にわたって一つの例外もなく男系により継承されており、天皇を中心に国家・社会の安寧と秩序が保たれてきた。この歴史的な重みは、現今での「制度的安定」

を主たる理由として軽々に退けられてよいものではない。

### (3)状況の変化

「有識者会議」報告書を受け、小泉首相は平成18(2006)年の通常国会で「女性・女系天皇容認」のための皇室典範改正を予定していたが、これについては「男系維持」の立場から、自民党内にも不協和音が生じた<sup>[23]</sup>。

その後、平成18(2006)年2月7日には「秋篠宮妃の紀子さまご懐妊」が伝えられ、小泉首相は翌日の衆院予算委員会で、皇室典範改正案については、じっくり時間をかけて審議し「政争の具にしないように取り組んでいきたい」<sup>[24]</sup>と述べ、皇室典範の改正を見送る方針を示した。そして、平成18(2006)年9月7日、41年ぶりに皇室に男子が誕生し、皇室典範改正の問題は先送りされた形になっている。

## 7 おわりに

旧皇室典範の制定に際し、当初、元老院の第一次草案や第三次草案では女性による皇位継承を認めていたが、これについては「所謂女統ナル者、皇女他人ニ配シテ挙グル所ノ子若クハ孫ナルトキハ即現然異姓ナリ・・・異姓ノ子ニシテ帝位継承スルコトヲ得バ之ヲ万世一系ノ皇統」であるとはいえないとの批判もあり、結局、採択されなかった。

その後、宮内省制度取調局が制定した皇室制規は、女性天皇の配偶者として「皇統ニ近キ者」を迎えることを条件に、「女帝」「女帝系」を認めていたが、井上毅は「謹具意見」を提出し、嚶鳴社討論における島田三郎らの見解を引用しこれに強く反対した。

旧皇室典範の起草作業は、伊藤博文を中心に柳

原前光や井上毅らにより進められ、「第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」とする案が枢密院に諮詢され、「皇室典範」として成立した。

特に井上毅の「謹具意見」が提出されて以降、「女帝」「女帝系」容認の意見は薄れるが、その過程において交された主張には、今日においても参考となるものが多い。

日本国憲法の象徴天皇制成立の背景には、アメリカ合衆国の国務・陸軍・海軍3省合同調整委員会の「日本の統治体制の改革」(SWNCC-228)の方針、天皇制の存否をめぐるアメリカ合衆国国内、極東委員会参加諸国内の対立がある。「象徴天皇制を支える新憲法と皇室典範には、成立当初から天皇制解体の仕掛けが施されていた」<sup>[25]</sup>とする見方もあるが、そのような政治的な側面も含め、皇位継承問題については、日本国憲法や皇室典範の成立過程、およびその後の国会論議などをさらに詳細に検討する必要がある。

「有識者会議」報告書は、その賛否はともかくも、皇位継承の問題点を国民に知らしめた点では有意義であった。特に「有識者会議」の第6回・第7回の会合における各識者の主張は、皇位継承問題の論点を明確に示しており、憲法2条の「世襲」の意味、「男系継承の歴史的重み」、「国民の意識の変化」や「世論の支持」、これらをふまえた上での「安定的な皇位継承の確保」という問題についてはさらに議論を深めるべきである。

## 注

- [1] 平成17(2005)年1月10日には「皇室典範研究会」(代表、小堀桂一郎)が「伝えられる政府の改正案は男系継承を守る姿勢が希薄である」との批判を行い、平成17(2005)年11月1日には「日本会議国会議員懇談会」会長、平沼赳夫衆院議員が「皇位継承問題は国家重要事であり、慎重な審議と国民の納得が図られるべきである」との決議を行っている。なお、「有識者会議」の報告書に対する批判については、日本会議編『皇位継承の伝統を守ろう！ 皇室典範に関する有識者会議の問題点』(明成社、2006年)参照。
- [2] 有識者会議『報告書』、参考資料、参考6「皇位継承資格に関する主な歴史的事実」。なお神武天皇から昭和天皇に至る歴代天皇の事績については、笠原英彦『歴代天皇総覧 皇位はどう継承されたか』(中公新書)〔中央公論社、2001年〕参照。
- [3] 小林宏・島善高編者『日本資料全集 16 明治皇室典範(上)』〔明治22〕(信山社、1996年)5p～124p、小森義峯『天皇と憲法』(皇學館大學出版社1985年)143p
- [4] 小嶋和司「帝室典則について—明治皇室典範制定初期史の研究—」柳瀬博士東北大学退職記念『行政行為と憲法』(有斐閣、昭和47年)382p
- [5] 編著 梧陰文庫研究会『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』(國學院大学 昭和57年)481p 以下参照。
- [6] 遠山茂樹『天皇と華族』日本近代思想体系2 (岩波書店、1988年)276p
- [7] 『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』前出注〔5〕499p
- [8] 小林宏・島善高編 前出注〔3〕56p～114p
- [9] 天皇は詔書において「朕ハ爾等国民ト共ニ在リ・・・朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」と述べ、神格性を自ら否定した。
- [10] 西修「13 天皇制をめぐる攻防」『日本国憲法成立過程の研究』(成文堂、平成16年)101p
- [11] 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』(信山社1990(平成2)年)10p
- [12] 前掲12p

- [13] 前掲 79p
- [14] 前掲 78p
- [15] 前掲 71p
- [16] 前掲 315p
- [17] 第1回～第17回会合における議事要旨および配布資料は、毎回、首相官邸ホームページで公開された。
- [18] 第6回会合の内容については、[http:// www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai6/6gijisidai.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai6/6gijisidai.html) 参照。  
第7回会合の内容については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7gijisidai.html> 参照。  
なお詳細は、拙稿「近年の皇位継承をめぐる論議に関する一考察」浦和論叢 vol.39,127p（浦和大学・浦和大学短期大学部2008年）参照。
- [19] 第10回会合の議事要旨については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai10/10gijisidai.html> 参照。  
なお「今後の検討に向けた論点の整理（案）」は上記の資料1に詳細が記載されている。
- [20] <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.html> 参照。
- [21] 毎日新聞2005年11月25日「『女性天皇』へ意欲」記事、与野党のコメント参照。
- [22] <http://www.jinjahoncho.or.jp/news/171202.html> 参照。
- [23] 毎日新聞は2006年1月11日に「皇室典範改正広がる男系維持論」、1月14日に「皇室典範改正 政府・自民に不協和音」という見出しでこれを伝えている。
- [24] 国会会議録検索システム、[http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dspdoc.cgi](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dspdoc.cgi) ?
- [25] 笠原英彦『象徴天皇制と皇位継承』（ちくま新書、2008年）41p

Debate concerning the system of Imperial succession

- The possibility of expanding eligibility for the Throne Imperial Family members  
who are female or of female lineage -

YOKOTE Itsuo

**[abstract]**

Article 2 of the Constitution of Japan provides that "The Imperial Throne shall be dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet." Article 1 of the Imperial House Law provides that "The Imperial Throne shall be succeeded to by a male offspring in the male line belonging to the Imperial Lineage." But under the current Imperial House Law, sooner or later, a situation may arise in which there is no eligible candidate for the Imperial Throne. Stability of the Imperial succession is an important issue that affects the country's foundation. Therefore the prompt establishment of a system that will ensure the stability of the Imperial succession is an important for Japan.

**[key words]**

The System of the Emperor, Imperial House Law, The system of Imperial Succession

